

船員労働安全衛生規則の一部改正について

1974年の海上における人命の安全のための国際条約(SOLAS条約)の改正

油を取り扱う船員の健康及び安全の確保のため、あらゆる形態の石油の貨物及び船用燃料油を運送する船舶に対し、当該貨物の積載時に、当該貨物に関する**化学物質等安全データシート(MSDS)**の備置を義務付け、船員が当該貨物に関する危険性等の必要な情報を得られるようにする。(第6章5-1規則に追加)

MSDSの記載内容

1. 化学物質又は混合物及び提供者の情報
2. 危険有害性の要約
3. 組成、成分情報
4. 応急措置
5. 火災時の措置
6. 漏出時の措置
7. 取扱い及び保管上の注意
8. ばく露防止及び人に対する保護措置
9. 物理的及び化学的性質
10. 安定性及び反応性
11. 有害性情報
12. 環境影響情報
13. 廃棄上の注意
14. 輸送上の注意
15. 適用法令
16. MSDSの作成と改訂に関する情報を含むその他の情報

油製造業者等より作成・交付

船員労働安全衛生規則の改正

船舶所有者は以下の事項が記載された文書(MSDS)を**船内に備置**。

- 一 名称
- 二 油製造業者等の氏名(法人にあつては、その名称)、住所及び電話番号
- 三 危険性又は有害性の要約
- 四 成分及びその含有量
- 五 物理的及び化学的性質
- 六 安定性及び反応性
- 七 人体に及ぼす作用
- 八 貯蔵又は取扱い上の注意
- 九 流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置
- 十 適用される法令
- 十一 その他参考となる事項

・施行日：平成21年7月1日（改正SOLAS条約の発効日）

・油を含む化学物質の製造業者は、労働安全衛生法に基づき既にMSDSを作成している